

技術者制度について

○営業所に配置が求められている技術者

営業所技術者

営業所技術者は、建設工事に関する請負契約の締結にあたり、技術的なサポート（工法の検討、注文者への技術的な説明、見積り等）を行うために置かれるもので、常時その営業所に勤務していることが必要であり、専任（常勤）で置くこととされています。

（建設業法 第7条第2号、第15条第2号）

営業所技術者の取扱いについて

専任が求められる建設工事で、次の要件を全て満たす場合は、特定営業所技術者は主任技術者又は監理技術者の職務を、営業所技術者は主任技術者の職務を1件まで兼ねることができます。ただし、建設業法第26条の専任特例を活用する場合を除きます。

- ・営業所技術者が置かれている営業所において請負契約が締結された工事であること
- ・請負代金の額が1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）の工事であること
- ・営業所から当該工事現場までの距離が、1日の勤務時間内に巡回可能かつ移動時間が片道概ね2時間以内であること（本市の区域内に限定しない）
- ・受注者が注文者となった下請契約から数えて下請次数が3を超えていないこと
- ・営業所技術者との連絡等を行うための連絡員（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者）が配置されていること
- ・工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術を措置していること
- ・人員の配置を示す計画書の作成、工事現場毎の備置及び営業所で保存がされること
- ・工事現場以外の場所から工事現場状況を確認するための情報通信機器を設置していること
- ・営業所技術者が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること
- ・受注者から書面で申請を行い、発注者の承認を受けること

また、専任が求められる建設工事以外では、次の①の要件を全て満たす場合は4件まで兼務を認めます。

①営業所と工事現場が近接している場合

- ・営業所技術者が置かれている営業所において請負契約が締結された工事であること
- ・工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度（10km程度）に工事現場と営業所が近接していること
- ・当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること
- ・営業所技術者が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること

②①の場合以外

- ・上記の専任が求められる建設工事の要件を全て満たすことにより1件まで兼務を認めます。

○ 工事現場に配置が求められる技術者・現場代理人

監理技術者	次のいずれかに該当する場合 ○特定建設業許可を有する元請業者が合計5,000万円以上（建築工事業の場合は8,000万円以上）を下請負契約して施工する工事 ○入札条件で、監理技術者を配置することとしている工事
主任技術者	○監理技術者を配置する以外の工事については、元請・下請・請負金額の多寡を問わず配置しなければならない。
現場代理人	○全ての工事において配置しなければならない。

○雇用関係の確認

現場代理人及び専任配置を要しない工事の主任技術者又は監理技術者（以下「技術者等」という。）の直接雇用、専任配置を要する工事の技術者等の直接かつ恒常的な雇用を確認するため、着手届の添付書類として雇用保険被保険者資格取得確認通知書（写し）等の提出が必要です。

○技術者等の資格確認

配置技術者の資格を確認するため、資格を有することが確認できる書類又は実務経歴書の提出が必要です。

○ 途中交代について

工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、技術者等及び現場代理人の途中交代は次に掲げる場合を除き、原則認めません。

- 1 死亡、疾病又は退職等
- 2 工事中止又は契約内容の大幅な変更により工期が延長された場合
- 3 工場製作がある工事で、工場から現地へと現場が移行する場合
- 4 契約工期が多年に及ぶ場合